

やまなし特別支援教育推進プラン

～ 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けて ～

平成23年7月

山梨県教育委員会

はじめに

障害のある子どもたちに対する教育は、平成19年4月の改正学校教育法の施行により、特殊教育から特別支援教育へと大きく転換されました。

特別支援教育は、これまで特殊教育で蓄積してきた実績を継承しつつ、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、学習上又は生活上の困難を改善するため、適切な指導と支援を行うものです。また、これまで特殊教育が対象としていた障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施するものです。さらに、障害の有無等の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成するための礎となるものです。

このようなことから、県教育委員会では、全ての学校への校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援学校のセンター的機能の充実等の支援体制の整備に取り組んできました。

しかし、特別な支援を必要とする幼児児童生徒は年々増加し、これに伴って特別支援学校における教室不足が生じるなど、特別支援教育を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

そこで、平成22年5月、次の事項について、県教育委員会の附属機関である山梨県特別支援教育振興審議会に諮問を行い、特別支援教育推進上の課題や方策についてご審議いただきました。

- 1 軽度知的障害に対応した特別支援学校高等部教育の在り方について
- 2 特別支援学校の整備計画を含む将来構想について
- 3 障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育の推進方策について

平成23年2月の審議会からの答申を踏まえ、併せて、広く県民の皆様からのご意見を伺いながら、「やまなしの特別支援教育推進プラン」を策定いたしました。

今後は、本県の特別支援教育が、特別な支援を必要とする児童生徒にとって魅力あるものとなるよう、プランに基づいた施策の着実な実施を図って参ります。

結びに、本プランの策定に当たり、多大なご協力と貴重なご意見を賜りました県民の皆様、山梨県特別支援教育振興審議会の各委員、その他関係各位に対して、厚く御礼を申し上げます。

平成23年7月

山梨県教育委員会

目 次

I	プランの基本的な考え方	1
II	特別支援教育の概況	2
1	特別支援教育の取組の経過	2
2	特別支援教育を取り巻く社会の変化	3
3	在籍幼児児童生徒数の推移と将来推計	3
(1)	在籍幼児児童生徒数の推移	3
(2)	知的障害特別支援学校の在籍者数の増加要因	5
(3)	在籍者数の将来推計	5
III	特別支援学校における支援体制の整備	7
1	特別支援学校における教育の充実	7
(1)	障害種別に応じた教育の充実	7
(2)	軽度の知的障害のある生徒に対する高等部教育の充実	13
(3)	寄宿舎の在り方	14
2	特別支援学校の施設整備	15
(1)	教室不足への対応	16
(2)	施設の老朽化等への対応	16
3	知的障害特別支援学校の大規模化への対応	17
4	特別支援学校のセンター的機能の充実	18

IV	就学前、小・中学校及び高等学校における特別支援教育の充実	19
1	就学前における支援の充実	19
(1)	市町村の支援体制の充実	19
(2)	福祉・保健関係者との連携の構築	20
2	小・中学校における特別支援教育の充実	21
(1)	特別支援学級及び通級指導教室の概況	21
(2)	校内支援体制の充実	22
(3)	通常の学級における教育の充実	22
(4)	特別支援学級における教育の充実	23
(5)	通級による指導の充実	25
3	高等学校における特別支援教育の推進	27
(1)	校内支援体制の充実	27
(2)	労働関係機関との連携	28
V	交流及び共同学習の推進	29
1	特別支援学校における推進	29
2	小・中学校における推進	29
VI	教員の専門性の向上と配置	30
1	研修の充実	30
2	専門性の高い教員の計画的養成と配置	31
VII	特別支援教育の総合的な推進	32
VIII	他のプランとの連携	33

I プランの基本的な考え方

1 基本理念

障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や支援を行うという特別支援教育の理念に基づきます。

2 プランの目的

特別支援学校における教育の充実及び教育環境の整備を図るとともに、幼稚園、小・中学校及び高等学校における障害の程度に応じたきめ細やかな特別支援教育を推進し、障害のある子どもたちが、社会の一員として自己実現を図ることを目的とします。

3 プランの位置付け

このプランは、県教育委員会の策定した「やまなしの教育振興プラン*¹」において、特別支援教育の充実が必要であると位置付けられていることから、同プランに基づき、今後における特別支援教育推進の具体的な方向を示したものです。

また、「やまなし子育て支援プラン後期計画*²」や「新やまなし障害者プラン*³」においても、更なる特別支援教育の推進が求められているところであり、両プランと連携を図りながら取り組むものです。

4 プランの期間

平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

5 プランの進行管理

県教育委員会において、中間期における進行状況を調査・分析し、特別支援教育を取り巻く環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

*1 「やまなしの教育振興プラン」～ふるさとを愛し、世界に通じる人づくり～ 平成21年2月 山梨県教育委員会

*2 「やまなし子育て支援プラン後期計画」平成22年3月 山梨県

*3 「新やまなし障害者プラン」【山梨県障害者計画・山梨県障害福祉計画】平成21年3月 山梨県

Ⅱ 特別支援教育の概況

1 特別支援教育の取組の経過

障害のある児童生徒への教育は、盲・聾・肢体不自由者に対しては、戦後の新学制の発足に伴う義務制の実施により、知的障害者に対しては、昭和54年度の養護学校の義務制の実施により、特殊教育として総合的に推進されてきました。

特殊教育は、障害のある幼児児童生徒が自立して社会参加する資質を培うため、一人ひとりの障害の程度に応じた教育の場を整備し、適切な教育環境の下できめ細やかな教育を行うという視点に立ち、養護学校や特殊学級等の設置を進めてきました。

今日の特別支援教育の取組は、文部科学省が平成13年に設置した「特別支援教育の在り方に関する調査協力者会議」が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、障害の種類や程度に応じて特別な場で指導を行う「特殊教育」から、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うという「特別支援教育」への転換を図る必要性が提言されたことに始まります。

特別支援教育の理念は、盲・聾・養護学校や特殊学級等で対象としてきた児童生徒に限らず、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒も含め自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するというものです。

平成17年の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」を受け、平成18年に教育基本法が改正され、障害のある者が十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講ずべきことが新たに規定されるとともに、この趣旨に沿って学校教育法が改正されました。これにより、平成19年4月から特別支援教育が本格実施されることとなりました。

本県では、障害のある子どもへの特別支援教育推進の基本方針について、県教育委員会の附属機関である山梨県特別支援教育振興審議会で審議をいただけてきました。

平成18年の特別支援教育の実施に向けた同審議会からの答申では、特別支援教育に係る学校及び学級の名称変更（養護学校は支援学校へ、特殊学級は特別支援学級へ）及び校内体制の整備の必要性が提言されました。

これを踏まえ、平成19年度からは、県内の全ての学校に特別支援教育に係る校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の指名を行うなどの校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援学校の地域におけるセンター的機能^{*1}の充実に取り組んできました。

*1 小・中学校や関係機関等からの要請に応じて、幼児、児童又は生徒の教育に関して必要な助言又は援助を行うよう努めるもので、要請元の主体的・組織的な支援体制の充実にねらいとする。

2 特別支援教育を取り巻く社会の変化

障害児への教育をめぐる世界的な動向としては、平成6年のインクルーシブな教育を目指すサラマンカ声明があります。これを受け、多様な場で個に応じた特別な支援を行う教育の重要性が認識され、発達障害等の児童生徒の把握等が進められてきました。

また、近年、医学や心理学の進展等により、障害に対する考え方や障害者を取り巻く環境の変化が生まれてきています。障害のとらえ方の変化の現れの一つとして、平成13年5月の国際保健機関（WHO）総会における「国際生活機能分類（ICF）」*1の採択があります。このICFの障害のとらえ方は、人間の生活機能に支障がある状態を障害をとらえ、特に環境の状態を考慮する必要性が強調されています。

わが国においては、平成16年に障害者基本法が改正され、「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」とされ、平成17年には発達障害者支援法が施行されました。

このような中、ノーマライゼーション社会の実現に向けた福祉や特別支援教育に係る施策が推進され、障害のある子どもへの理解が広がり、支援制度が確立されてきました。

こうした社会的な背景を受け、障害のある幼児児童生徒の保護者や教育関係者の特別支援教育に対する理解が深まってきています。

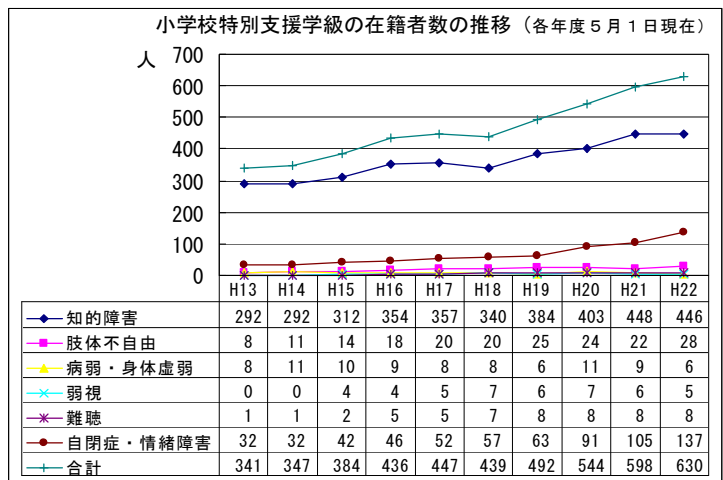
3 在籍幼児児童生徒数の推移と将来推計

(1) 在籍幼児児童生徒数の推移

① 小学校特別支援学級の在籍者数の推移

○ 平成22年度の小学校特別支援学級の在籍者数は630人で、平成13年度に比べて289人増加し、約1.8倍になっています。

○ 平成22年度の自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者数は137人で、平成13年度に比べて105人増加し、約4.3倍になっています。また、平成22年度の知的障害特別支援学級の



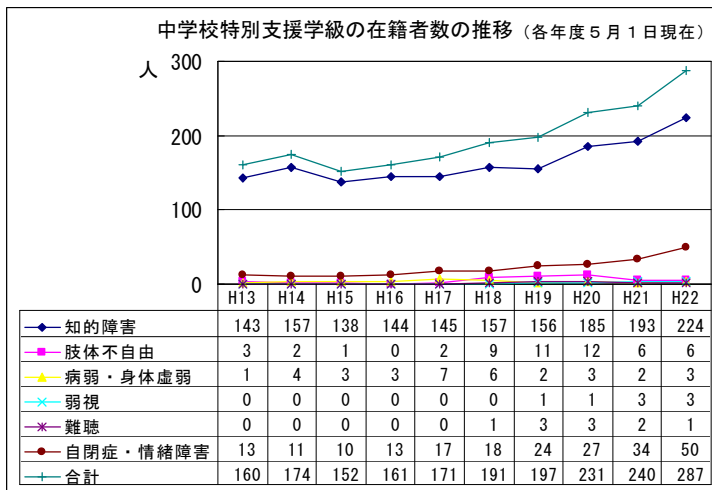
*1 ICFでは、人間の生活機能を、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの要素で構成し、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」ととらえ、従前の個人の身体機能等に支障がある状態を障害としてきたことに対し、生活機能との関連で障害の把握、特に環境の状態を考慮することが示されている。

在籍者数は446人で、平成13年度に比べて154人増加し、約1.5倍になっています。

② 中学校特別支援学級の在籍者数の推移

○ 平成22年度の中学校特別支援学級の在籍者数は287人で、平成13年度に比べて127人増加し、約1.8倍になっています。

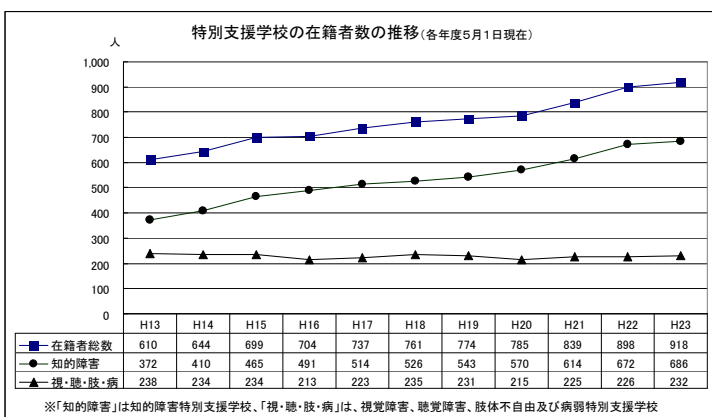
○ 平成22年度の自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者数は50人で、平成13年度に比べて37人増加し、約3.8倍になっています。また、平成22年度の知的障害特別支援学級の在籍者数は224人で、平成13年度に比べて81人増加し、約1.6倍になっています。



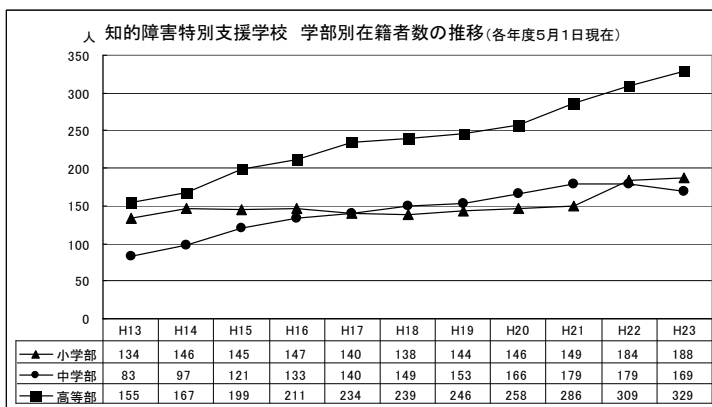
③ 特別支援学校の在籍者数の推移

○ 平成23年度の特別支援学校の在籍者数は918人で、平成13年度に比べて308人増加し、約1.5倍になっています。

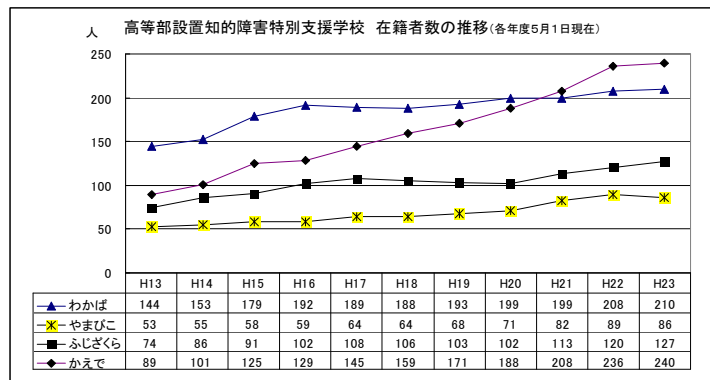
○ 平成23年度の知的障害特別支援学校の在籍者数は686人で、平成13年度に比べて314人増加し、約1.8倍になっています。



○ 知的障害特別支援学校の在籍者数を学部別で見ると、小学部は約1.4倍に、中学部は約2.0倍に、高等部は約2.1倍になっており、中学部及び高等部の在籍者数の増加が著しくなっています。



- 高等部を設置する知的障害特別支援学校の在籍者数の推移を見ると、平成13年度と平成23年度の比較では、かえで支援学校が約2.7倍に、ふじざくら支援学校が約1.7倍に、やまびこ支援学校が約1.6倍に、わかば支援学校が約1.5倍に、それぞれ増加しています。かえで支援学校では、平成13年度の開校以来、在籍者が年々増加しています。



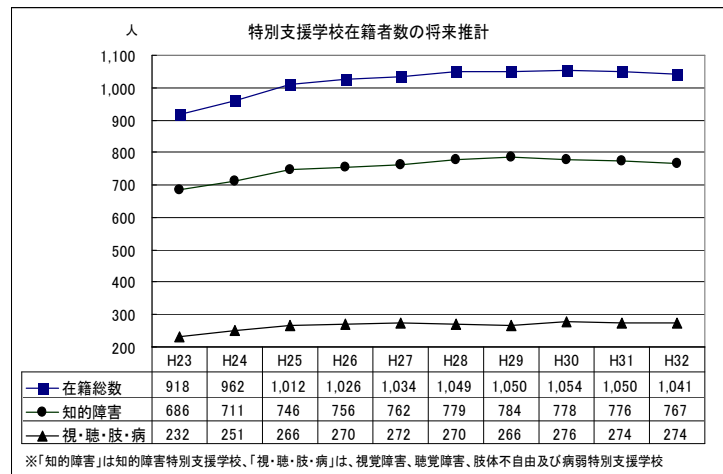
(2) 知的障害特別支援学校の在籍者数の増加要因

- 平成21年度に開催した山梨県特別支援教育推進庁内検討委員会では、知的障害特別支援学校の在籍者数の増加要因について調査・検討し、次のとおり分析しています。
- ・ 特別支援教育に係る施策の整備と社会的な関心が高まってきていること。
 - ・ 障害のある児童生徒の保護者や教育関係者において、「特別支援教育」に対する理解が深まってきていること。
 - ・ 保護者は、特別支援教育に大きな期待を抱いており、一人ひとりに応じた教育によって子どもの成長発達を促し、自立と社会参加を目指す教育を受けさせたいと考えてきていること。
 - ・ 特別支援教育の推進によって、軽度の知的障害のある幼児児童生徒が顕在化し、特別支援教育の対象となってきていること。
 - ・ 支援の必要な子どもに対する支援制度の充実が図られてきていること。

(3) 在籍者数の将来推計

- 本県の特別支援学校における今後10年間の在籍者数の推計を、次の方法により行いました。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の年齢別人口推計による出生者数の減少率を考慮した上で、各市町村別出生者数を推計し、各学校の入学者数を算出しました。
 - ・ また、転入学者については、出生者数の減少率を考慮した上で、平成20年度から23年度の3年間の増加率を基に算出しました。

- 特別支援学校の在籍者数の増加は、平成30年度まで続き、推計では1,054人、284学級となっており、平成23年度（918人、258学級）に比べて136人、26学級増となることが予測されます。今後10年間では、平成23年度と比べて在籍者数が少なくなることはありません。



- 知的障害特別支援学校の在籍者数の増加は、平成29年度（784人、170学級）まで続き、平成23年度（686人、154学級）に比べて98人、16学級増と著しい増加が予測されます。
- 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校の在籍者数の増加は、平成30年度（276人、113学級）まで続き、平成23年度（232人、104学級）に比べて44人、9学級増となることが予測されます。
- 在籍者数の将来推計は、今後も継続して実施し、精度を高めていく必要があります。
- なお、県内の小・中学校における特別支援学級の在籍者数の推計は、不確定な要因が多いため行っていません。

Ⅲ 特別支援学校における支援体制の整備

1 特別支援学校における教育の充実

本県には、県立の特別支援学校11校と国立大学法人山梨大学教育人間科学部附属特別支援学校（以下「山梨大学附属特別支援学校」という。）があります。

視覚障害を対象とする学校としては、盲学校が、

聴覚障害を対象とする学校としては、ろう学校が、

肢体不自由を対象とする学校としては、甲府支援学校及びあけぼの支援学校が、

知的障害を対象とする学校としては、わかば支援学校、

かえで支援学校及び山梨大学附属特別支援学校が、知的障害と肢体不自由を対象とする学校としては、ふじざくら支援学校、

やまびこ支援学校及びわかば支援学校ふじかわ分校が、

病弱を対象とする学校としては、富士見支援学校及び同旭分校が、あります。

(1) 障害種別に応じた教育の充実

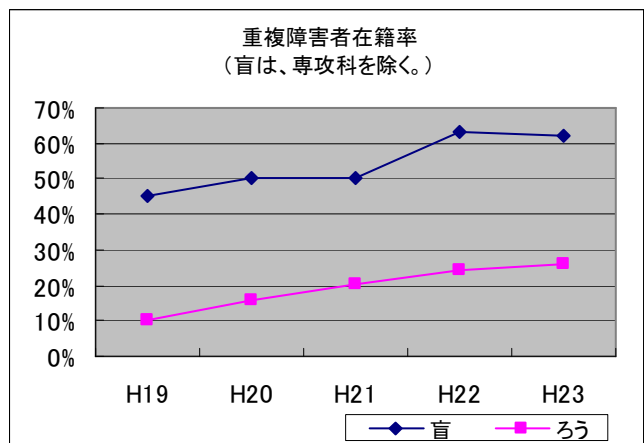
① 視覚障害（盲学校）及び聴覚障害（ろう学校）

○ 盲学校及びろう学校は、幼稚部、小・中学部及び高等部を設置し、寄宿舎を備えています。県下全域を通学区域としています。

○ 盲学校高等部には、本科普通科及び本科保健理療科、専攻科保健理療科及び専攻科理療科*1があります。

本科保健理療科は、平成20年度から1～2人の在籍者数に留まっていることから、在籍生徒数の推移、入学に至る状況、卒業時点でのあんま・マッサージ指圧師の国家資格取得状況等を踏まえ、その在り方を検討する必要があります。

○ 両校とも、在籍者数は40人前後で推移していますが、肢体不自由等の重複障害*2のある幼児児童生徒が増加してい



*1 高等部本科保健理療科は、中学校卒業以上の者が対象で、あんまマッサージ指圧師の国家試験受験資格の取得が可能。

高等部専攻科保健理療科は高等（部）学校卒業以上の者が対象で、あんまマッサージ指圧師の国家試験受験資格の取得が可能。

高等部専攻科理療科は高等（部）学校卒業以上の者が対象で、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家試験受験資格の取得が可能。

*2 学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数の種類併せ有していること。

るため、重複障害に対応した教育課程に改善・充実していく必要があります。

一方、専門性の確保の観点から、視覚障害及び聴覚障害の特性を踏まえた支援の役割を維持し、視覚障害者及び聴覚障害者のニーズに応じていく必要があります。

- ろう学校のきこえとことばの相談支援センター*¹では、医療機関での新生児聴覚スクリーニング検査、乳幼児健診等により発見された、最早期教育を必要とする乳幼児への支援を行っています。また、難聴の児童生徒は、小・中学校に在籍しながら、ろう学校が実施している「通級による指導*²」を受けていますが、平成23年度では、ろう学校を会場として指導を受ける児童生徒数（4人）に比べ、在籍校等を会場*³として指導を受ける児童生徒数（24人）の方が多くなっています。

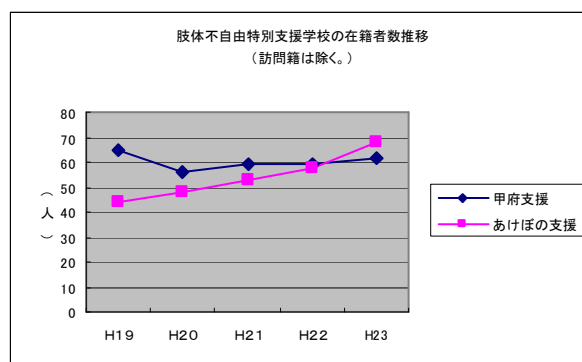
実施場所が県下全域にわたることと、スタッフが少ないこともあり、十分な対応ができていません。

- ・ 盲学校高等部本科保健医療科の在り方については、慎重に検討を進めます。
- ・ 聴覚障害のある児童生徒のため、ろう学校だけでなく小・中学校への通級指導教室の設置を検討します。

② 肢体不自由（甲府支援学校及びあけぼの支援学校）

- 甲府支援学校は、小・中学部及び高等部を設置し、訪問教育も実施しています。また、通学区域が中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、西八代郡（高等部に限る。）及び南巨摩郡（高等部に限る。）と広いため、寄宿舎を備えています。

- あけぼの支援学校は、小・中学部及び高等部を設置し、訪問教育も実施しています。通学区域は、北杜市、韮崎市及び南アルプス市となっています。また、あけぼの医療福祉センター（以下「センター」という。）に隣接していることから、センターで加療中の児童生徒は通学区域外の市町村に住んでいても通学することができます。



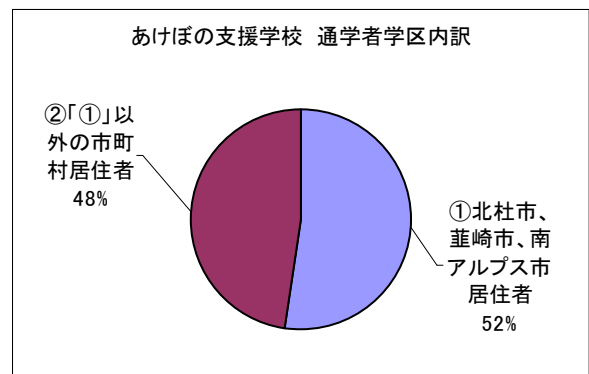
* 1 同センターでは、0歳から成人の方のきこえやことばに関する相談・支援を行っている。教育部、聴覚管理部、生涯支援部からなっており、教育部には、聴覚に障害にある乳幼児の通う「ひよこ教室」、通常の学級に在籍する難聴児童生徒への支援を行う「通級指導教室」、聴覚に障害のある幼児や難聴学級に在籍する児童生徒やことばに遅れのある子どもたちが通う「きこえとことばの教室」の3つがある。

* 2 小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の場で行うという特別支援教育の一つの形態で、「ことばの教室」もその一つ。

* 3 難聴の児童生徒が在籍している学校を中心に拠点校を14校設けている。

- 在籍者数については、甲府支援学校はほぼ横ばいで、あけぼの支援学校は近年は増加傾向にあります。在籍者数の将来推計によると、平成28年度は82人と、平成32年度は92人と増加し、それに伴う教室不足が見込まれます。

これは、センターで専門的なりハビリを受ける児童生徒が増加しているためです。児童生徒のうち31人（48%）が通学区域外の



市町村からの通学者で、そのほとんどの者が甲府支援学校の通学区域内に住んでいます。

これらの児童生徒が、甲府支援学校に通学できるような教育環境を備えることが必要です。

- 両校とも、多様で高度な医療的ケア*¹を必要とする児童生徒が増加しています。

平成23年度、医療的ケアを実施している児童生徒は甲府支援学校には10人（通学籍児童生徒の16%）が、あけぼの支援学校には22人（通学籍児童生徒の32%）となっています。甲府支援学校では、病院に隣接していないことから、定期的に巡回医療相談指導医*²の派遣を受け、医療的ケアを実施しています。あけぼの支援学校は、センターに隣接していることから、今後は、より高度な医療的ケアを必要とする児童生徒の増加が見込まれます。

県教育委員会では、児童生徒の安全を確保するため、定期的に山梨県医療的ケア運営協議会を開催し、実施体制を点検・評価していますが、今後とも同協議会からの意見を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

- ・ 甲府支援学校への理学療法士や作業療法士等の外部専門家の配置を検討します。

③ 知的障害（わかば支援学校及びかえで支援学校）

- わかば支援学校及びかえで支援学校は、小・中学部及び高等部を設置しています。わかば支援学校は、通学区域が峡北、峡中及び峡南（高等部に限る。）と広いため、寄宿舎を備えています。

*1 主に肢体不自由を対象とする特別支援学校において、児童生徒の障害の重度化が進み、呼吸障害や嚥下障害等により、痰の吸引や薬液の吸入、経管栄養等、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍するようになった。平成23年度は4校に42名の対象者が在籍しており、9人の看護師を配置して校内体制を整えている。

*2 県教育委員会から委嘱された巡回医療相談指導医は、次の業務を行っている。

- ・ 学校における医療的ケアに関して、定期的な巡回指導を行うこと。
- ・ 児童生徒の主治医と連携を図り、看護師に対して、当該児童生徒の医療的ケアについての理論及び実技に関する指導を行うこと。
- ・ 教員に対し、研修及び研究への指導助言を行うこと。
- ・ 各校に設置している医療的ケア検討委員会に対し、指導及び助言を与えること。

- 両校とも、中学校を卒業した後に高等部へ入学する生徒が増えているため、中・軽度^{*1}の障害のある生徒の割合が在籍生徒数の約66%になっています。そこで、両高等部では、障害の多様化に対応するため普通科の類型方式による教育課程^{*2}にも取り組んでいます。
- 小学部から在籍する両校の児童生徒の中には、重度の知的障害や重複障害、自閉的傾向等のある者がいることから、これまでの指導実績に基づいて、多様化する障害に対応できる教育課程の一層の充実が必要となってきました。

- ・ 多様化する障害に対応できる教育課程の充実を図ります。

④ 知的障害・肢体不自由（やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校及びわかば支援学校ふじかわ分校）

- やまびこ支援学校は、小・中学部及び高等部を設置しています。また、通学区域が都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村及び道志村と広いため、寄宿舎を備えています。
やまびこ支援学校は、平成20年度から知的障害と肢体不自由を対象とした特別支援学校（以下「知肢併置校」という。）となったことから、エレベーターを設置しましたが、敷地が傾斜にあり校舎が分かれているため、校内での移動の際には教員が介助に当たっています。
- ふじざくら支援学校は、平成8年度に県内で初めての知肢併置校として開校し、小・中学部及び高等部を設置しています。現在、知的障害と肢体不自由のある児童生徒が、ほぼ半数ずつ在籍しています。近年、在籍者数が増加し、開校当初の2倍近くになっています。
- わかば支援学校ふじかわ分校は、西八代郡・南巨摩郡の特別支援教育の充実を図るため、平成12年度に開校し、小・中学部を設置しています。平成20年度から知肢併置校になりました。知的障害のある児童生徒は、近年、増加傾向にあります。
- 医療的ケアについては、やまびこ支援学校では地域の病院と連携する中で4人の児童生徒に対し、ふじざくら支援学校では隣接する山梨赤十字病院と連携する中で6人の児童生徒に対し、それぞれ実施しています。

*1 軽度の生徒とは、交付されている療育手帳の等級がB2又は障害の程度が軽度のため療育手帳を未取得の生徒のこと。中度の生徒とは、交付されている療育手帳の等級がB1の生徒のこと。

*2 生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を効果的に展開するために、教育課程を複数の種類で編成することを言う。特に類型を基本とした学習・生活集団とすることで、教育環境が改善され、生徒数の増加や障害の多様化等の課題解決が図られ、様々な教育効果が生まれる。

- ・ 教職員の医療的ケアに関する専門知識の向上を図り、安全な教育活動が行われるよう校内体制の整備を進めます。

⑤ 病弱（富士見支援学校及び同旭分校）

- 富士見支援学校本校は地方独立行政法人山梨県立病院機構県立中央病院（以下「中央病院」という。）に、同旭分校は同機構県立北病院（以下「北病院」という。）に併設し、小・中学部を設置しています。両校は、中央病院や北病院での加療のため、小・中学校に登校できない児童生徒に対し、義務教育を行うことを目的としています。
- 両校の在籍者数は、加療する児童生徒を対象としていることから、年間を通して、増減しますが、ともに平成22年度は月当たり延べ10人程度となっています。
- 両校で教育を受けるためには、学籍の異動が必要ですが、入院期間が短い等の理由で学籍を異動しない場合もあることから、学習支援を行う「サポート学習」も実施しています。
- 平成22年度に県教育委員会が実施した「病気による長期欠席児童生徒の状況調査」によると、「病気を理由に長期欠席（30日以上）の欠席した児童生徒」のうち小学生36人と中学生12人が、院内学級の設置されていない病院*1へ入院していました。今後、これらの児童生徒への教育をどのように行っていくのか、検討していく必要があります。
- また、中央病院及び北病院で加療中の児童生徒の中には、両校が対象としない知的障害などを併せ有する重複障害者がいることから、今後、両校での受け入れを進めていく必要があります。
- 全国における多くの病弱特別支援学校は、小児結核対策として設置された少年保養所や国立療養所の小児病棟などへ併設されています。このため、ここへの入院は長期にわたることから、ほとんどの病弱特別支援学校では小学部及び中学部はもとより高等部を設置しています。
- 一方、精神科単科病院に病弱特別支援学校（又は院内学級）を設置しているのは、本県の旭分校を含めて4府県（4校）*2しかなく、4校ともに小・中学部だけの設置となっています。この4校は、いずれも入院する児童生徒を対象としていますが、旭分校では通院

*1 現在、院内学級を設置している病院は、山梨大学医学部付属病院（玉徳南小学校下河東分校、玉徳中学校下河東分校）、甲府市立病院（山城小学校分校、城南中学校分校）、富士吉田市立病院（吉田小学校分校）の3病院。

*2 埼玉県立岩槻特別支援学校伊奈訪問部（県立精神医療センター児童思春期病棟内に併設）、新潟県立柏崎養護学校のぎく分校（県立精神医療福祉センターに併設）、大阪府立刀根山支援学校大阪府立精神医療センター分教室（府立精神医療センターに併設）

する児童生徒も受け入れています。

- このような中で、両校に在籍する中学部3年生は、高等部への進学に向けた準備のため進学前に前籍校に戻り、ほとんどが高等学校へ進学しています。しかし、病気が回復しないことから、高等学校へ進学できない児童生徒もいます。このため、その生徒への高等部教育の在り方が課題となっています。
- 病弱特別支援学校に高等部を設置していない都道府県は、本県と京都府となっていますが、本県においては、甲府支援学校やあけぼの支援学校で医療機関において加療している児童生徒の一部を、病弱を併せ有する児童生徒として受け入れ、高等部教育を実施しています。
- 病弱で高等学校へ進学できない生徒に対する高等部教育については、富士見支援学校本校及び同旭分校における指導の実績を活用しながら、高等学校に準じた教育課程や医療機関との連携のノウハウのある高等部設置の肢体不自由特別支援学校での受け入れを検討し、そのニーズに応える必要があります。

- ・ 高等学校へ進学できない生徒の実態を把握し、高等部を設置する肢体不自由特別支援学校での受け入れを検討します。

⑥ 障害の重度・重複化に応じた教育の充実

- 各特別支援学校では、近年、障害種を3つ以上併せ有する幼児児童生徒が在籍するなど、重度・重複の障害のある者が増加しています。この傾向は、肢体不自由特別支援学校において特に顕著になっています。

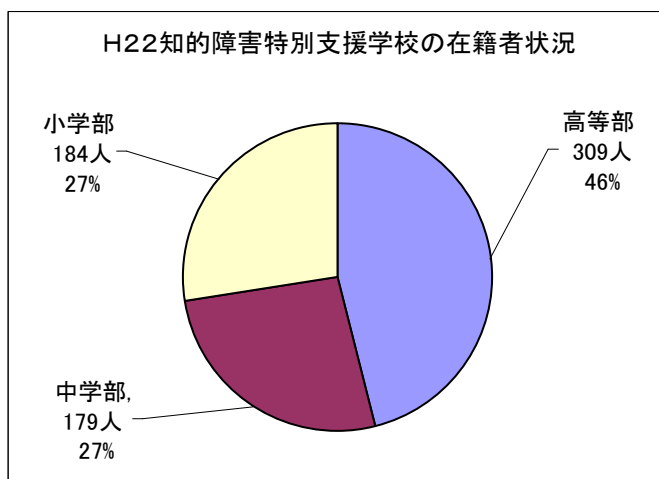
重複障害のある幼児児童生徒に対する適切な指導や支援を行うためには、それぞれの障害種に対する専門的な知識や指導法を習得する必要があります。

そのためにも、特別支援学校間の連携を強化し、これまで各特別支援学校が蓄積してきた様々なノウハウを相互に活用していくことが必要となります。

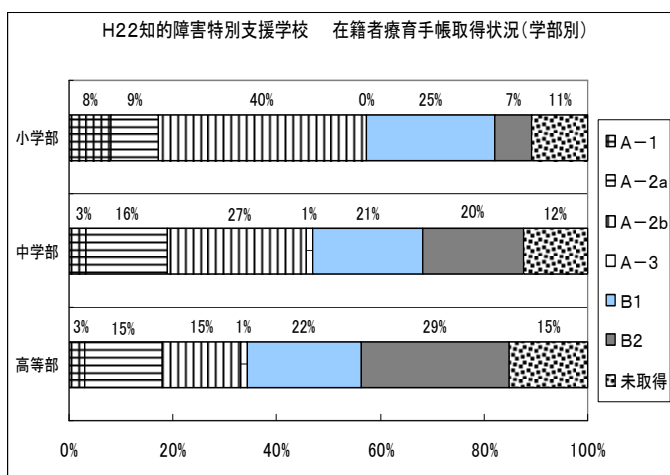
- ・ 重度・重複の障害のある幼児児童生徒の指導や支援の充実に向け、特別支援学校間の連携を強化します。
- ・ 併せて、各特別支援学校の受け入れ障害種について検討します。

(2) 軽度の知的障害のある生徒に対する高等部教育の充実

○ 平成22年度の知的障害特別支援学校の在籍者数は、672人（153学級）と過去最多となっており、そのうち高等部の在籍者数は309人と、全体の約46%を占めています。



○ また、高等部生徒の在籍者数のうち、軽度の知的障害のある生徒の割合は約44%であり、更に中度の知的障害のある生徒も含めた割合は約66%になっています。



○ 軽度の知的障害のある生徒は、会話や身の処置、携帯電話、初歩的なパソコン操作など、平易な日常生活は可能で、家庭内や慣れた場所での生活はほぼ自立していますが、社会参加に向けた基礎的な能力や適応力などの育成が必要です。

○ 軽度の知的障害のある生徒の中には、発達障害の診断を受けている者、情緒不安定や自閉的傾向のある者など、様々な障害のある者が在籍しています。また、中学校段階までの学習環境や人間関係等により、自信喪失や不登校傾向を示している場合も見られます。

○ 軽度の知的障害のある生徒の増加と障害の多様化に対応するため、わかば支援学校及びかえで支援学校では、普通科の類型方式による教育課程に取り組み、自立と社会参加を目指した指導を実践しています。

○ 知的障害特別支援学校では、就業に向けて、産業現場等における実習^{*1}を実施するとともに、生徒の実態、進路希望等に応じた指導を行っています。しかし、在籍者数の増加に伴い、就業者数は年々増加しているものの、就業率は、平成19年度14.6%、平成20年度13.3%、平成21年度16.5%と全国平均26.4%に比べ低い水準にあり、十分な成果を上げていません。

○ 全国の知的障害特別支援学校の高等部における専門学科は、知的障害特別支援学校644

*1 生徒の進路選択や進路決定のため、事業主の理解と協力を得ながら行う就業体験のこと。

校中、高等部単独校の36校と、単独校以外の25校に設置され*¹、軽度の知的障害のある生徒への職業教育の充実が図られています。

- 専門学科の設置に当たっては、就業支援に関わる関係機関との連携、指導に当たる専門的な教員の確保、施設設備の整備等が必要となりますが、教育目標が明確化しやすく、就業に結びつく可能性が高まるなどの利点があることから、本県においても設置が必要です。
- 知的障害者を雇用している企業や就業支援機関からは、就業に係る資質*²の向上が求められています。生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、受入企業・事業所、就業支援機関等における支援の充実など、地域社会全体でサポートする環境づくりが重要になります。
また、家族の理解や支えが重要であり、支援体制の充実が必要です。

- ・ 知的障害特別支援学校への高等部専門学科の設置を進めます。
- ・ 地域や関係機関との連携を強化するとともに、家族に対する支援を充実し、卒業後の就業支援を進めます。

(3) 寄宿舎の在り方

- 寄宿舎は特別支援学校11校中5校*³に設置し、自宅から通学することが困難な児童生徒の通学保障の役割を担っています。
- 昭和54年度の養護学校の義務制の実施以降、特別支援学校の適正配置に伴い、通学区域が縮小され、通学しやすくなりました。これにより、寄宿舎のない特別支援学校*⁴が設置されています。
- 寄宿舎の設置は、全国的にも減少してきていますが、通学区域の広い盲学校、ろう学校、知的障害特別支援学校の高等部単独設置校及び専門学科設置校では、引き続き行われています。

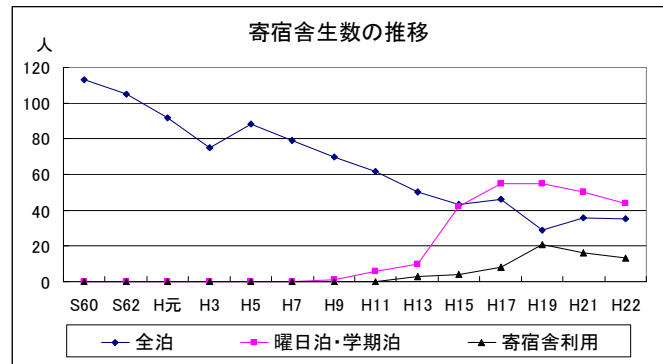
* 1 平成21年度全国特別支援学校実態調査より集計

* 2 就業に係る資質としては、「勤労意欲の醸成」、「生活習慣の確立及び対人能力や社会性の育成」、「基礎的な学力・作業能力（集中力、持続力、体力など）の育成」等が上げられる。

* 3 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、わかば支援学校、やまびこ支援学校

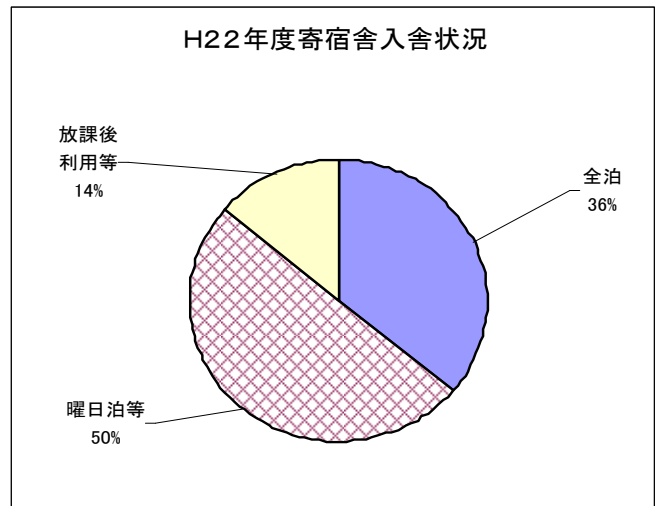
* 4 富士見支援学校（昭和59年4月開校）、ふじざくら支援学校（平成8年4月開校）、富士見支援学校旭分校（平成9年4月開校）、わかば支援学校ふじかわ分校（平成12年4月開校）、かえで支援学校（平成13年4月開校）

○ 県内の寄宿舍生数の推移を見ると、通学保障のため毎日寄宿舍を利用する児童生徒数は、平成22年度には昭和60年度の約3割に減少しています。そして、そのうちの約7割を高等部の生徒が占めています。



○ 本県では、障害に応じて自立した生活を送ることを目的に、宿泊する曜日を決めた利用や学期単位での利用を行っています。

また、児童を中心とした放課後の利用や、高等部の生徒の卒業後を見据えた生活指導にも活用しています。



○ 寄宿舍では、小学部から高等部までの異年齢集団の中で、学校における教育とは異なる機能を活用し、児童生徒の社会性の育成を図っています。

- ・ 「産業現場等における実習」と連携した生活指導を進めます。
- ・ 寄宿舍を設置していない知的障害特別支援学校の生徒の利用を進めます。

2 特別支援学校の施設整備

県教育委員会は、

平成17年度には富士見支援学校の全面改築及び盲・甲府支援学校寄宿舍の全面改築を、

平成18年度にはあけぼの支援学校の全面改修を、

平成19年度には盲学校の全面改築、甲府支援学校の改築及び全面改修を、

平成20～21年度にはかえで支援学校の高等部棟及び食堂等の増築を、

それぞれ行ってきました。

この他、施設設備の状況に応じて、教育環境の整備に努めてきています。

(1) 教室不足への対応

- 在籍者数の増加に伴い、平成22年度は特別支援学校全体で39教室が不足しています。特に、知的障害特別支援学校における教室不足は著しく、臨時的に、個別指導室や特別教室の普通教室への転用、1教室を2学級で使用するなどの対応を行っています。
- 在籍者数の将来推計に基づく、学級数及び教室不足数は、次のとおりです。

ふじざくら支援学校は、平成28年度は146人に増加し、12教室の不足が見込まれます。また、重複・多様化した障害のある児童生徒に多様な教育を行う必要があることから、教室の確保が必要となります。

ふじざくら支援学校

	H 2 3	H 2 8	H 3 2
在籍者数	127	146	142
学級数	34	35	38
教室不足数	11	12	13

かえで支援学校は、平成28年度は294人に増加し、17教室の不足が見込まれます。児童生徒のニーズに応じた教育環境を整えるため、教室の確保が必要となります。

かえで支援学校

	H 2 3	H 2 8	H 3 2
在籍者数	241	294	293
学級数	45	56	55
教室不足数	6	17	16

(2) 施設の老朽化等への対応

- わかば支援学校は、建築後37年を経過し、県内の特別支援学校の中で最も古い校舎です。在籍者数の増加に伴う教室の不足も生じており、教育環境を整えることが必要です。
- やまびこ支援学校は、建築後31年を経過し、施設設備が老朽化しています。また、肢体不自由のある児童生徒が教育活動を行う上で課題が生じており、その対応について検討が必要となっています。

- ・ ふじざくら支援学校及びかえで支援学校については、旧県立高等学校施設の活用等により、慢性的な教室不足を早急に解消します。
- ・ わかば支援学校の施設設備の老朽化、教室不足については、早期に改築等による整備の検討を進めます。
- ・ やまびこ支援学校については、肢体不自由のある児童生徒の教育活動を保障する観点から、将来的な整備の方向性について検討を進めます。
- ・ その他の特別支援学校等についても、在籍者数の状況や将来推計に基づいて、必要な教育環境の整備を進めていきます。

3 知的障害特別支援学校の大規模化への対応

- 特別支援学校の適正規模については、平成4年度の大阪府学校教育審議会の答申で「児童生徒数150～200人程度の規模で学校を整備していくことが妥当」と、平成8年の全国知的障害養護学校長会の調査研究で「適正規模は120～150人」と、それぞれ示されています。
- わかば支援学校及びかえで支援学校の平成23年度の在籍者数は、それぞれ210人、240人であり、そのうち高等部生徒の在籍者数がどちらも121人になっています。これは、上記の答申や調査研究で示された適正規模の範囲を超え、全国的にも大規模校に位置付けられます。
- わかば支援学校及びかえで支援学校では、大規模化により、普通教室や特別教室の不足・狭隘化、スクールバスの増車や運行経路の複雑化などの問題が発生するとともに、学校組織の管理面においても課題が生じるなど、その解消が必要となっています。
- 小・中学部及び高等部の3学部が設置されている全国の知的障害特別支援学校の平成22年度の在籍者数別学校数の状況^{*1}は、次のとおりです。在籍者数が200人を超える学校は121校（28.5%）あるものの、大部分は東京都や大阪府、その周辺の大都市に集中しています。

学部 (小中高) 設置校数	在籍者数					左のうち 高等部在籍者数	
	～100	～150	～200	～250	251～	100～ 150	151～
4 2 5 校	139 校 (32.7%)	86 校 (20.2%)	79 校 (18.6%)	61 校 (14.4%)	60 校 (14.1%)	74 校 (17.4%)	25 校 (5.9%)

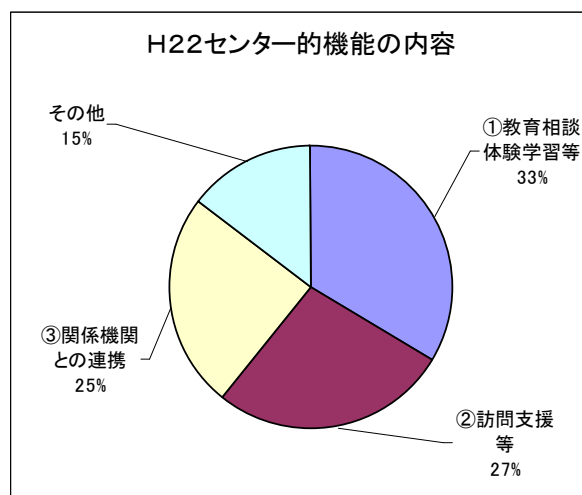
- ・ 特別支援学校の適正規模・適正配置について、検討を進めます。
- ・ わかば支援学校及びかえで支援学校については、在籍者の状況と将来推計に基づいて、大規模化の解消を検討します。

*1 平成22年度文部科学省実態調査

4 特別支援学校のセンター的機能の充実

- 特別支援学校は、その学校が所在する地域における特別支援教育を推進するため、センター的な役割を担っています。
- 特別支援学校では、小・中学校や関係機関等からの要請に基づき、要請元が主体的・組織的な支援が可能となるよう、相談や支援などのセンター的機能の充実に取り組んでいます。

- センター的機能の主な業務は、
 - ① 教育相談や体験学習、
 - ② 地域の幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校を訪問しての在籍者や教員への支援、
 - ③ 地域の教育、医療、保健、福祉及び労働の関係機関との連携、などです。



- 各特別支援学校では、センター的機能に係る業務を、校内組織（分掌）に位置付けて積極的に推進しています。
- センター的機能の業務は、主として各校のコーディネーターが担いますが、この機能を更に充実・発展させるためには、コーディネーターの活動時間を確保し、支援に当たることができるように配慮することが重要です。このため平成19年度からは、コーディネーターの校内業務を補完する非常勤講師を配置していますが、更に拡大する必要があります。

- ・ それぞれの特別支援学校が対象とする障害種の専門性を活かし、これまで培ってきた経験に基づき効果的な支援を行います。
- ・ 非常勤講師の配置を拡大し、センター的機能の充実を図ります。

IV 就学前、小・中学校及び高等学校における特別支援教育の充実

障害のある全ての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、就学前の段階から、高等学校卒業後の社会参加を見据えた教育的支援を充実させる必要があります。

1 就学前における支援の充実

平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる地方分権一括法）により、義務教育段階における就学に関する事務は、国から市町村教育委員会が行う自治事務に変更されました。

このため、市町村教育委員会は、一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、障害についての専門家や就学指導委員会等の意見を聞くなどして適切な就学指導を行うことが必要となります。

(1) 市町村の支援体制の充実

- 市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学に際しては、就学指導委員会^{*1}における教育学的、医学的、心理学的な視点からの総合的な検討結果を踏まえ、適切に判断することが必要となります。
- 本県の市町村における就学指導委員会の設置は、昭和52年度に県下9地区において複数の市町村の共同設置^{*2}による方法で行われました。この設置形態は、市町村合併及び特別支援教育への転換後もそのまま継続されています。
- 就学指導委員会は、全国の市町村では86.5%が単独設置となっていますが、本県では27市町村のうち、甲府市、笛吹市及び市川三郷町の3市町の11.1%に留まっています。

就学指導委員会設置形態（平成20年5月1日現在：文部科学省調）

	単独設置	共同設置
全 国	1,529団体（86.5%）	239団体（13.5%）
山梨県	3団体（11.1%）	24団体（88.9%）

- 就学相談会を実施する市町村教育委員会が少ないため、保護者に就学先を検討するため

*1 障害がある子どもについて適切な就学指導を行うためには、「専門的知識を有する者の意見を聴くものとする」（学校教育法施行令第18条の2）とされており、そのために市町村教育委員会が設置する調査・審議機関。

*2 本県では、近隣の市町村教育委員会が共同で9地区（平成22年度現在）に設置がされている。

の情報が届きにくくなっています。このため、県総合教育センターでは、8～9月に巡回就学相談会を実施し、必要な情報提供に努めています。今後は、市町村教育委員会が主体となって、情報提供を行うよう取り組む必要があります。

- ・ 就学指導委員会の市町村単独設置など、市町村教育委員会の主体的な就学指導が行われるよう情報提供、助言を行います。
- ・ 市町村教育委員会に対して、就学相談に関わる専門研修を実施します。

(2) 福祉・保健関係者との連携の構築

- 乳幼児期においては、母子保健法（第12条及び13条）に基づき「1歳6月児健康診査」や「3歳児健康診査」が行われています。また、近年では、市町村独自で「5歳児健康診査*1」が行われつつあります。これらは、特別な支援を必要とする子どもたちを把握する機会にもなっています。
また、就学時には、学校保健安全法（第11条）に基づいた健康診断も行われています。
- 本県でも徐々に、乳幼児期の健康診査と就学時の健康診断の情報を共有することにより、幼稚園や保育所から小学校へのスムーズな連携が図られてきています。
しかし、保護者が我が子の障害を受け入れるまでに時間がかかることや、相談機関の情報等が不足していることなどから、十分な支援が行われていません。
- 乳幼児期からの支援を行うため、県教育委員会では、福祉保健部と連携し、平成19・20年度に峡東地域（山梨市、甲州市、笛吹市）において「発達障害早期総合支援モデル事業（文部科学省委嘱事業）」に取り組み、次のことについて有効性を検証しました。
 - ・ 市町村教育委員会における発達相談員の活用
 - ・ 乳幼児健康診査における健診方法の見直し
 - ・ 保護者が関係機関との連携のために活用する「サポートノート*2」等の開発
- 平成20～22年度には、甲府市を「発達障害等支援・特別支援教育推進事業（文部科学省委嘱事業）」のモデル地域に指定し、「サポートノート」を充実・発展させた「相談支援ファイル」の開発等に取り組みました。
- 就学前に適切な支援を行うためには、保護者と福祉、保健の関係者との情報共有の場が必要です。また、継続した支援を行うためには、「相談支援ファイル」が十分に活用されることが重要となります。

*1 山梨県内で実施している市町村は、27市町村のうち8市町村となっている。（平成22年4月現在）

*2 サポートノートとは、子どもの障害の特性や生活上の配慮等について、保護者と支援者が情報を共有し適切な支援を行うとともに、幼児期から小学校への就学をスムーズに行うことを目的として県教育委員会が開発したもの。保護者が作成することを基本としている。

- ・ 市町村単位で、福祉、保健、教育等の関係者による就学前の子どもの支援に関する情報共有の場（連絡調整会議）の設置が図られるよう支援し、保護者、幼稚園等に対する相談及び支援の充実を図ります。
- ・ 「相談支援ファイル」を活用し、継続した指導を進めます。

2 小・中学校における特別支援教育の充実

特別支援教育の実施に伴い、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室における児童生徒への支援の充実はもちろんのこと、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒への支援の充実に向けた体制整備が重要になっています。

(1) 特別支援学級及び通級指導教室の概況

○ 小・中学校においては、障害のある児童生徒の教育の場として、特別支援学級及び通級指導教室があります。

○ 平成22年度の特別支援学級及び通級指導教室の在籍者数は、917人で、平成13年度に比べて1.8倍となっています。特別支援学級は、小・中学校全体の83%に当たる238校に372学級が設置され、在籍者数、学級数ともに増加しています。

特別支援学級在籍者数の推移 (人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
小学校	341	347	384	436	447	440	492	539	598	630
中学校	160	174	152	159	171	191	197	231	240	287
合 計	501	521	536	595	618	631	689	770	838	917

特別支援学級数の推移 (人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
小学校	147	160	174	196	207	206	212	235	255	262
中学校	65	69	74	78	76	88	95	108	104	110
合 計	212	229	248	274	283	294	307	343	359	372

○ 平成22年度に通級指導教室へ通う児童生徒数は、615人で、平成13年度に比べて1.4倍に増加しています。

通級による指導対象者数の推移 (人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
言語障害	406	445	453	477	450	479	471	482	508	485
発達障害・情緒障害	36	30	31	31	36	38	93	99	110	107
難 聴				7	17	20	18	19	20	23
合 計	442	475	484	515	503	537	582	600	638	615

(2) 校内支援体制の充実

- 県教育委員会では、平成15年度から特別支援教育に関する校内支援体制の整備を進めてきました。平成19年度には、全ての公立小・中学校に校内委員会が設置され、コーディネーターが指名されています。しかし、校内委員会の開催回数、協議内容、コーディネーターを中心とした組織的な活動状況については、学校間に格差が生じています。

校内委員会の開催回数（平成22年9月1日現在）

	設置率	0回	1回	2回	3回	4回
小学校	100%	1.0%	11.9%	23.4%	16.9%	46.8%
中学校	100%	1.1%	9.6%	21.3%	20.2%	47.9%

- 県教育委員会では、教育的ニーズに応じた組織的・計画的な支援を行うため、「個別の教育支援計画*¹」や「個別の指導計画*²」の作成を指導・助言しています。しかし、作成率は、特別支援学級においては高いものの、通常の学級においては、保護者や教員の計画作成に関する理解が十分に得られていないことから、低くなっています。このため、学校間で必要な情報が引き継がれず、継続した支援が行われていないことがあります。小学校から中学校、中学校から高等学校への引継ぎ及び連携の強化が必要です。
- 市町村教育委員会における特別支援教育支援員*³（以下「支援員」という。）の配置は、平成22年度は22市町村で247人となっています。しかし、未配置の団体があることや配置した支援員が十分に効果を上げていないなどの課題があります。

- ・ 校内委員会の定期的な開催を進め、コーディネーターを中心とした連携の強化・充実を図ります。
- ・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、組織的・計画的な支援体制の構築を進めます。併せて学校間の引継ぎや連携を強化します。
- ・ 支援員の更なる配置の拡大を図るため、必要な情報提供と助言を行います。

(3) 通常の学級における教育の充実

- 通常の学級にも、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しています。
- 県教育委員会では、通常の学級における支援を必要とする児童生徒の状況について、隔年で調査をしています。これによると、支援を行っている、又は支援が必要と思われる児

*1 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係者が児童生徒の実態や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な支援を行うために作成される計画のこと。障害者基本計画に基づく「個別の支援計画」の一部となる。

*2 児童生徒一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行うために、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画のこと。

*3 発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置が可能となるよう、その配置に要する経費について、市町村費において小中学校数に応じた地方財政措置が講じられている。

児童生の在籍率は、平成17年度は小学校1.7%、中学校0.9%でしたが、平成21年度は小学校3.2%、中学校1.7%と増加しています。

支援が必要と認識されている児童生徒の割合

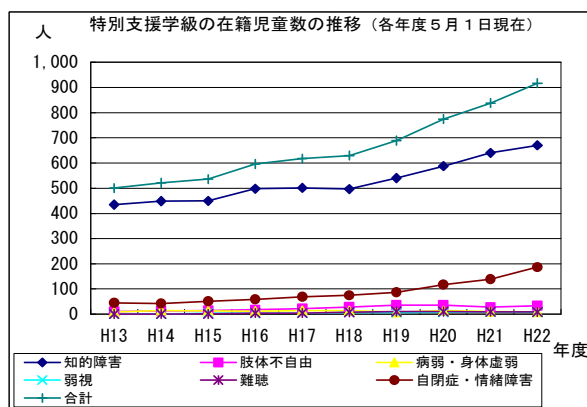
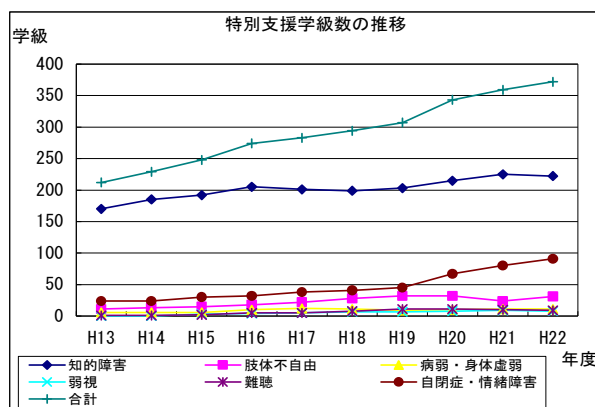
状 況	H17		H19		H21	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
ア 医師等の専門家による診断や判断(LD、ADHD等)を受けていて、支援を行っている児童生徒数	0.2%	0.1%	0.5%	0.2%	0.6%	0.2%
イ 診断や判断は受けていないが、校内の実態把握により支援を行っている児童生徒数	0.5%	0.2%	1.2%	0.4%	1.5%	0.5%
ウ 上記ア、イには当たらないが、今後支援が必要となると考えられる児童生徒数	1.0%	0.6%	0.9%	0.8%	1.1%	1.0%
合 計	1.7%	0.9%	2.6%	1.4%	3.2%	1.7%

- 特別な支援を必要とする児童生徒は、様々な家庭環境の中で育てられ、学力や生活力、社会性、心身の発達等に課題を抱えている場合も多いことから、心の居場所となる学級づくりが必要です。
- 学習指導の充実を図るためには、障害の特性に配慮した分かりやすい授業づくりが必要であり、校内で情報を共有して支援に当たる教員間の協力体制の構築が求められています。
- 通級による指導の成果は、通常の学級でも活かされるよう、担任間の連携を図ることが大切です。

- ・ 特別支援教育の考え方に基づいた学級経営を進めるとともに、学習指導の充実を図ります。
- ・ 通常の学級担任と通級指導教室の担当者との連携を強化します。

(4) 特別支援学級における教育の充実

- 県内の小・中学校においては、「知的障害」、「肢体不自由」、「身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「自閉症・情緒障害」の各障害種に対応する特別支援学級を設置しています。

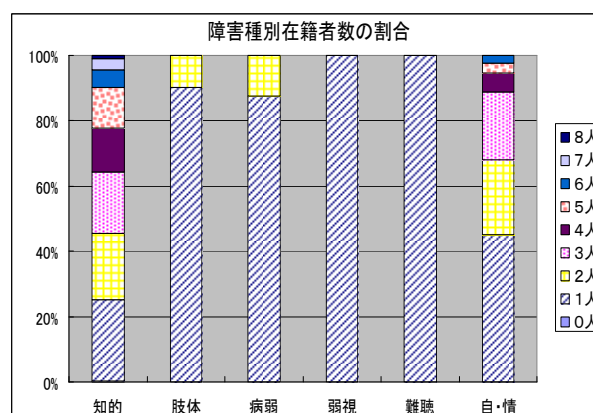


○ 平成22年度の特別支援学級の在籍者数は、917人で、平成13年度に比べて416人増加し、1.8倍になっています。特別支援学級数は、小・中学校を合わせて372学級で、平成13年度に比べて160学級増加し、約1.8倍になっています。

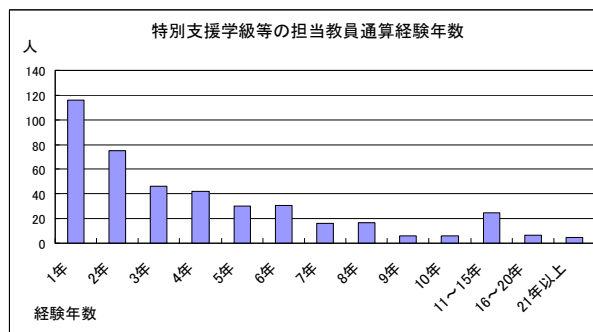
○ 知的障害特別支援学級数は、ほぼ横ばいとなっていますが、自閉症・情緒障害特別支援学級数は、増加傾向にあります。

○ 特別支援学級の設置は、市町村教育委員会が、県教育委員会に協議し、同意を得て行うこととなります。県教育委員会の学級設置の同意の基準は、4人以上としています。しかし、区域外の学校へ通うなど児童生徒や保護者に過度な負担がかかる場合には、交通の利便性等に配慮して、3人以下でも設置を認めています。

○ 肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴の特別支援学級は、対象となる児童生徒が少ないため、設置の同意の基準を下回ることが多くなります。学び合いの成立する学習集団を確保するため、通常の学級との交流及び共同学習を計画的に進めるなど、学級運営及び教育課程の改善を進める必要があります。



○ 特別支援学級の担任は、特別支援教育に携わった通算経験年数が5年以上の者が30%弱である一方で、2年以下の者が約50%を占め、全体として経験年数が少なくなっています。また、短期間で通常の学級の担任に戻ることが多いため、特別支援教育にかかわる専門性^{*1}の蓄積が困難になっています。



○ 特別支援学級の担任のうち特別支援学校の教員免許状の保有者は約20%です。このような状況から、担任する教員の専門性の確保は喫緊の課題となっています。

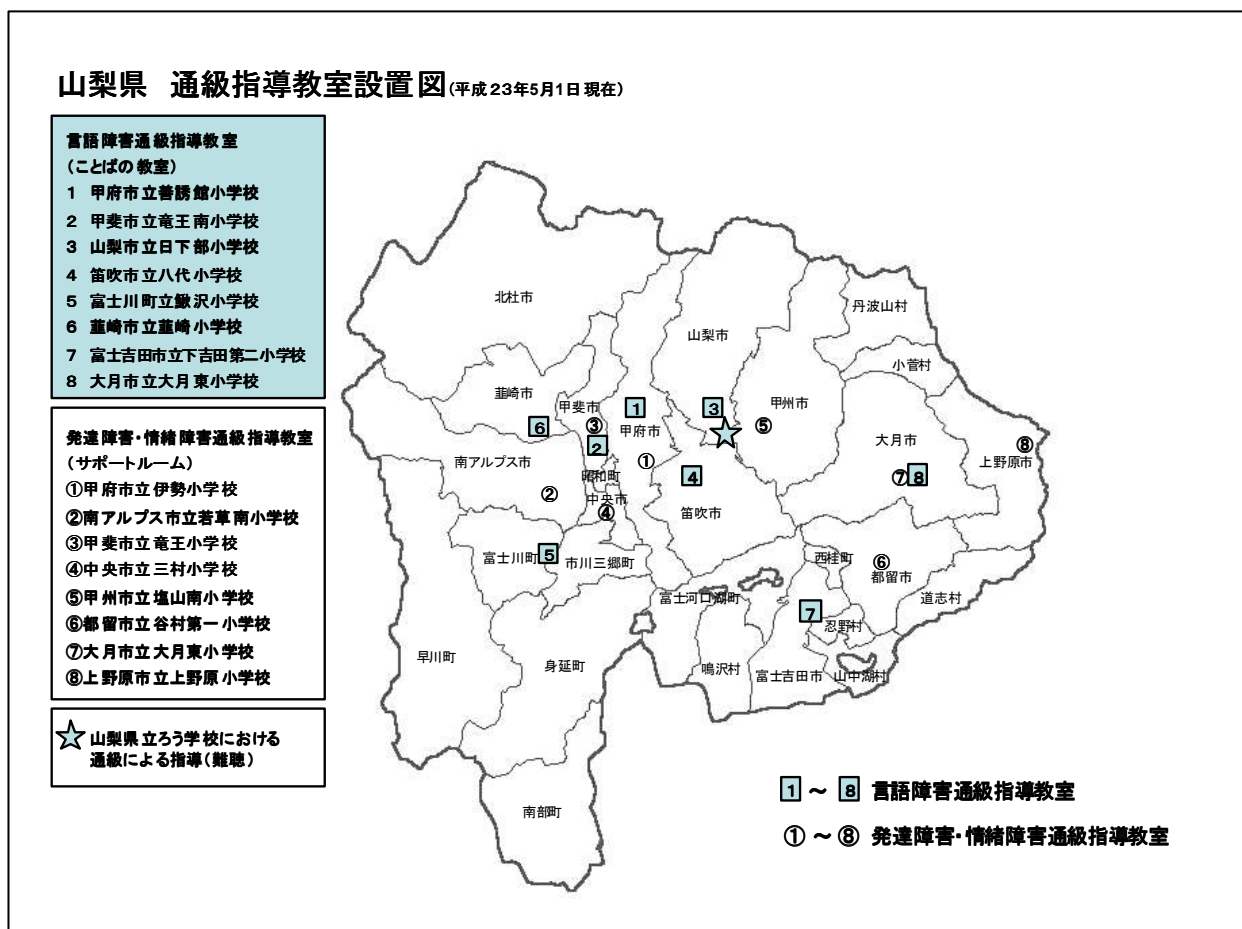
○ 中学校では、特別支援学級においても教科担任制を取り入れている場合が多く、小学校に比べ、複数の教員がかかわることができる反面、生徒の学校生活全体の把握が困難なことがあります。きめ細やかな支援のため、運営面や指導面で充実を図る必要があります。

*1 障害児教育についての基本的知識（障害児心理・病理・教育等）、心理検査の実施技能と分析能力、障害に応じた指導方法、指導計画作成を含む教育課程の編成、臨床心理士・言語聴覚士等の専門家との連携や関係機関との渉外の能力等。

- ・ 少人数の特別支援学級における学習集団の確保や、交流及び共同学習の充実など、運営方法の改善を図ります。
- ・ 教育課程の編成や自立活動の指導についての研究校を指定し、成果を各学校にフィードバックして改善・充実を図ります。

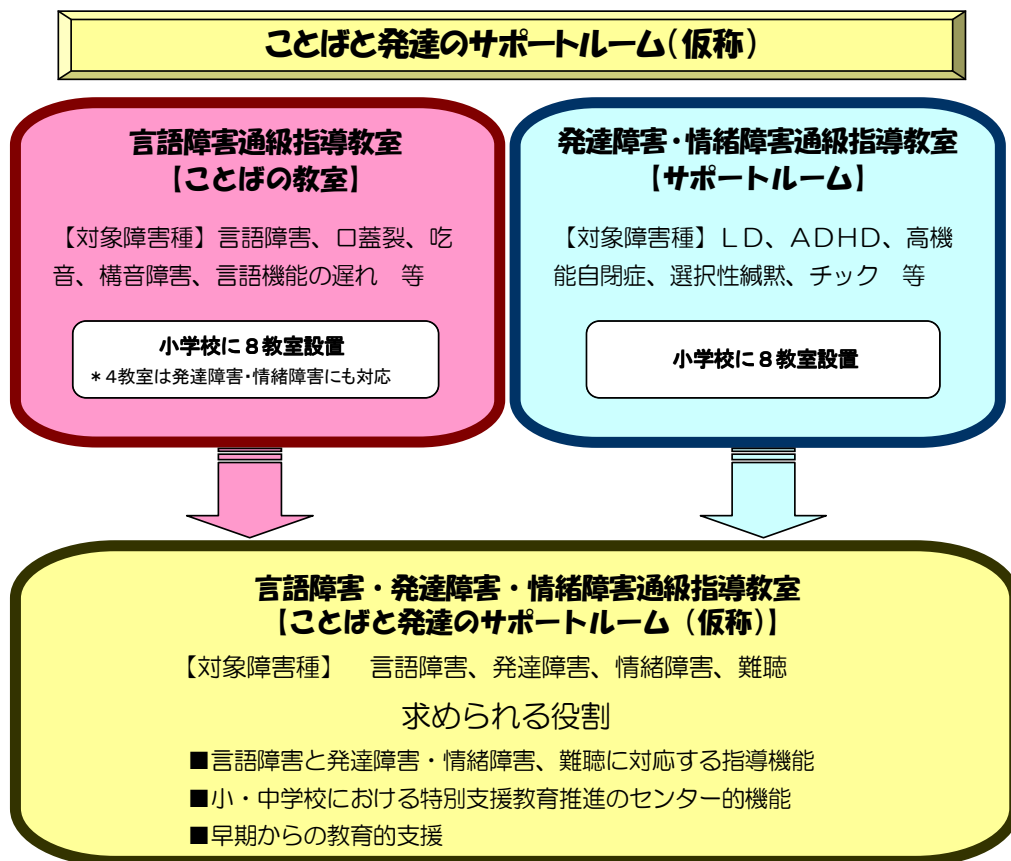
(5) 通級による指導の充実

- 「言語障害通級指導教室（ことばの教室）」は、言語障害*¹の改善・克服に向けた指導を行うため、全県的な地域バランスを考慮して8教室を設置しています。
- 言語障害通級指導教室で指導を受けている幼児児童生徒の中には、発達障害等の者が少なくありません。幼児の保護者は、言語障害以外の「障害」に気づきにくく、最初は言語発達の遅れに対する支援を求める傾向があります。
- 平成18年度からは、4つの言語障害通級指導教室において、発達障害、情緒障害等の指導も行っています。今後は、この取組を全ての教室に拡大するとともに、更に専門性を高めた上で、指導できる体制づくりが必要です。



* 1 口蓋裂、構音障害、吃音、言語機能の発達の遅れ等。

- 全ての通級指導教室で言語障害を含む幅広い障害に対応できるようになれば、通級のための時間が短縮され、児童生徒や保護者の負担が大きく軽減されます。このため、設置者である市町村教育委員会と十分に協議しながら、教室の拡大を進める必要があります。
- 軽度の難聴のある児童生徒に対しては、平成16年度から、ろう学校において通級による指導が行われています。遠隔地の利用者の利便を図るため、各地区の拠点校に出向いての指導も行っています。
- 通級による指導は、通常の学級の授業の一部として行う場合と、放課後等に行う場合があります。保護者は、通常の授業を受けた上で通級による指導を受けさせたいと考えるため、指導が放課後に集中する傾向があり、指導時間の確保が課題になっています。
- 通級による指導の成果が、通常の学級の指導に生かされるよう、担任間の連携を図ることが必要になります。



* 「ことばと発達のサポートルーム(仮称)」とは、県内の小学校に設置してある16の通級指導教室において、複数の障害に対応できるようにし、利用する児童生徒の利便性を高めるとともに、地域の特別支援教育の相談・支援の拠点とするもの。

- ・ 言語障害、発達障害、情緒障害、難聴等の様々な障害に対応できる「ことばと発達のサポートルーム(仮称)」の設置について、市町村教育委員会に助言します。

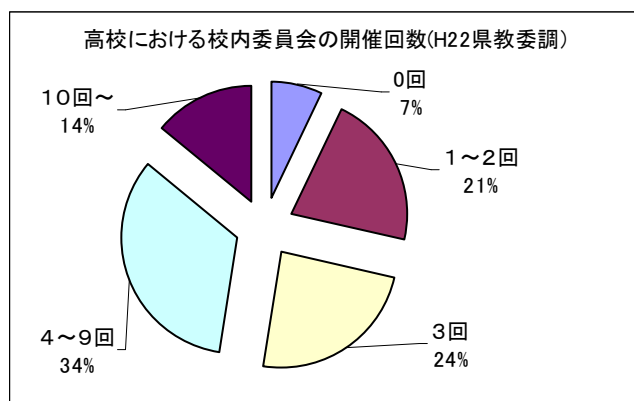
3 高等学校における特別支援教育の推進

高等学校には、全日制、定時制、通信制の課程があり、学科についても普通科、専門学科、総合学科があるなど、多様な教育課程の中で、特別支援教育の推進には様々な課題があります。しかし、各高等学校にも、発達障害等により特別な支援の必要な生徒が在籍することから、生徒のニーズを踏まえた特別支援教育に取り組む必要があります。

(1) 校内支援体制の充実

- 平成20年度の文部科学省の全国調査によると、高等学校に進学した発達障害等のある生徒の割合は約2.2%と見込まれています。
- 平成21年度の県教育委員会の調査では、平成22年度の高等学校入学生のうち特別な支援を必要とする生徒の割合は、高等学校全体の生徒数の1.3%と推測されています。

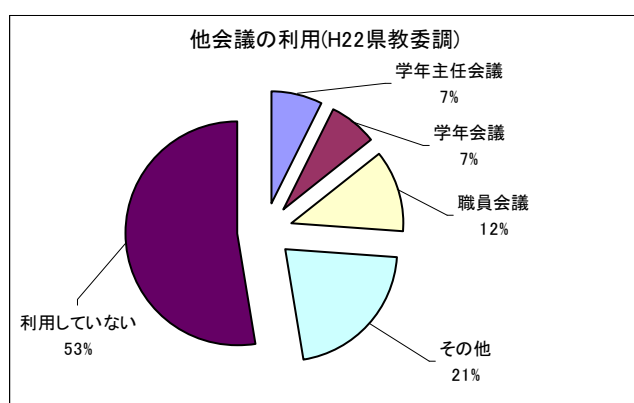
- 高等学校においては、学校教育目標の達成を前提に、生徒の実態に即して柔軟に各教科・科目の選択を行うなど、教育課程の編成に工夫が必要となっています。発達障害等のある生徒に対するわかりやすい授業の進め方は、どの生徒にも活用できるものであり、わかりやすい授業づくりにつながるものです。



- 支援体制を構築するためには、校内委員会の設置が重要ですが、県内公立高等学校では既に全校に設置されています。

校内委員会の開催状況は、年間に0~20回と大きな差が出ていますが、7割以上の学校が年間に3回以上開催しています。

また、他の会議を利用する形で開催する学校が5割近くになっています。



- 平成22年度の県教育委員会の調査によると、特別支援教育専門家チームや巡回相談の活用が、それぞれ8.6%、14.3%に留り、特別支援学校のセンター的機能の活用も進んでいません。今後、校内委員会においては、外部専門家を活用しながら、校内支援体制の強化を図ることが必要です。

- 公立高等学校では、全ての学校でコーディネーターの指名を行っています。コーディネーターの約8割が他の業務を兼ねていますが、持ち授業時間数の軽減措置はありません。
- 支援員を配置している道府県では、学習面や生活面で成果を上げていますが、県教育委員会では配置していません。今後は、配置の方法等について、検討する必要があります。

(2) 労働関係機関との連携

- 「モデル市町村支援体制サポート強化事業」（平成22年度から障害福祉課が実施）の指定地域にある高等学校は、地域における連絡調整会議に参加し、情報交換を行いながら連携を深めています。
- 高等学校卒業後の生活を充実させるためには、在学中に対人関係や社会性を十分に身に付けることが求められます。
山梨県若者サポートステーション*¹では、生活や仕事でのソーシャルスキルトレーニング*²、アサーション*³、ビジネスマナー等の指導を行うスタッフを派遣していることから、これらを有効活用することが必要です。
- 高等学校には、特別支援学校で実施する就労支援ワークや、障害者職業センターと連携したジョブコーチ*⁴などの活用により、一定の成果を上げているところがあります。
さらに、就業支援を充実させるため、労働局・ハローワーク、障害者職業センター等との連携を強化するとともに、経営者の理解を深めるための働きかけも必要となります。
- 一部の大学等では、カウンセリングやノートテイク*⁵など、様々な支援に取り組んでいます。このような取組の有無を進路決定に役立てることも重要となります。

- ・ センターの機能の活用を促進するとともに、支援員の効果的な配置方法を検討します。
- ・ 労働関係機関や経済団体等との連携を強化し、就業支援を充実させます。

*1 厚生労働省委託事業。本人に向けては、就業カウンセリング(キャリアカウンセリング)や各種セミナー及びジョブトライアル(職場体験)等を実施し、家族に向けては、家族カウンセリング(個別相談)や家族支援教室等を実施している。

*2 社会的スキルを訓練すること。頭文字を取って「SST」と略すことがある。

*3 コミュニケーションスキルの一つ。アグレッシブ(攻撃的)でもなく、ノンアサーティブ(非主張的)でもなく、自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮するコミュニケーション(アサーティブ)をめざすもの。

*4 障害者が円滑に職場に適應することができるよう、企業に出向いて障害者と企業の双方に支援を行う支援者のことを言う。

*5 聴覚障害のある学生に対して講義内容を記録する要約筆記のこと。発達障害等のある学生に対しても有効であるとされている。

V 交流及び共同学習の推進

本県では、障害のある幼児児童生徒の経験を広め、社会性の伸長を目指すとともに、交流する人々が障害児者への理解を深めることを目的に、交流及び共同学習*¹を推進しています。

1 特別支援学校における推進

- 特別支援学校は、幼稚園、小・中学校、高等学校等との間で交流及び共同学習を実施しています。平成22年度は、特別支援学校12校（山梨大学附属特別支援学校も含む）が52校（園）と実施していますが、更なる交流の充実が必要です。
- 地域の人々や関係団体と交流活動も行っています。平成22年度は、特別支援学校12校が55箇所の提携先と行いました。
- 幼児児童生徒は、居住地にある幼稚園、小・中学校へ定期的に出向き、交流及び共同学習を行っています。平成22年度は、小学部児童45人（全児童数の16%）と、中学部生徒8人（全生徒数の3%）が参加しましたが、高学年になるにつれ、参加を希望する児童生徒が少なくなる傾向があります。

2 小・中学校における推進

- 小・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）においては、障害のある幼児児童生徒との交流や共同学習、高齢者などとの交流活動の機会を設け、小・中学校における交流及び共同学習を推進することが求められています。
- 特別支援学級を設置する小・中学校では、日常的に通常の学級と特別支援学級による交流及び共同学習が行われていますが、計画的、継続的な取組にはなっていません。
- 交流及び共同学習の実施に当たっては、障害の特性に配慮した学習方法や場の設定等が必要となります。

- ・ 交流及び共同学習を推進し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養います。
- ・ 保護者及び地域の人々への交流及び共同学習の啓発を進め、障害児者への理解を深めます。

*1 交流及び共同学習には、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、両方の側面を一体として推進していく必要がある。

VI 教員の専門性の向上と配置

特別支援教育は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も対象となることから、全ての教職員の共通理解の中で、学校全体として進める必要があります。そのため、一人ひとりの教員の専門性の向上を図ることが重要となります。

1 研修の充実

- 県教育委員会は、管理職、コーディネーター、担任等を対象にその役割に応じた専門性の向上を図るための研修を実施しています。

総合教育センターは、一般の教員を対象に特別支援教育に関する資質の向上を図るため研修を実施しています。

今後は、より専門性の高い教員の育成をめざした研修が必要となります。

- 校長には、特別支援教育の推進に係るマネジメント能力や教職員の理解を促すためのリーダーシップの発揮が求められます。

小・中学校の校長には、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室と多様な形態に応じた指導が求められることから、特別支援教育に係る学校全体計画の作成を支援するための研修が必要となります。

特別支援学校の校長には、幼稚部から高等部までの幅広い年齢層の幼児児童生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた教育が求められることから、特別支援学校の教育課程の編成に関する研修が必要となります。

- コーディネーターには、特別な支援を必要とする児童生徒の実態の把握や支援の充実に向けたマネジメント能力が求められることから、特別支援教育に係る幅広い知識や関係機関との連携に関する専門的な研修が必要となります。

特に特別支援学校のコーディネーターは、地域におけるセンター的機能を担っていることから、障害に関する専門的な知識とともに、指導や助言を行う能力を養うための実践的な研修が必要となります。

- 特別支援学級の担任や通級指導教室の担当者には、一人ひとりのニーズに応える教育実践を行うことのできる専門的な指導力や特別支援教育推進のキーパーソンとしての役割を果たすことが求められることから、教育課程や指導技術の習得に係る研修が必要となります。

- 通常の学級の担任には、障害の特性に係る理解と専門的な指導力が求められることから、特別支援教育の視点を活かした授業の工夫・改善などの研修が必要となります。

- 特別支援学校の教員には、児童生徒の障害が重度・重複化、多様化していることから、複数の障害種についての専門的知識、適切な指導や支援に係る研修が必要となります。

2 専門性の高い教員の計画的養成と配置

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、特別支援教育の専門研修、指導者の養成研修を実施しています。本県では、特別支援学校の教員を中心に派遣してきましたが、派遣対象者を小・中学校及び高等学校の教員に拡大し、専門的知識のある教員の養成を計画的に進める必要があります。
- 特別支援学校のコーディネーターは、学校ごとに複数配置できるように、計画的に養成する必要があります。
- 特別支援学級の担任の特別支援学校教員免許状の保有率が低いことから、県教育委員会では、毎年度、免許認定講習を実施し、教員免許状保有率の向上に努めています。今後とも、この取組を継続する必要があります。
- 昭和52年度から、特別支援学校教員の採用を行い、専門的知識のある教員を確保しています。小・中学校及び高等学校から特別支援学校への人事異動は行っていますが、特別支援学校から他の学校への人事異動は行っていません。
 今後は、更なる専門性の向上を図るため、小・中学校及び高等学校と特別支援学校との人事交流の実施について検討していく必要があります。

- ・ 管理職、コーディネーター、教科担当、学級担任等、それぞれの役割に応じた研修を実施し、専門性の向上を図ります。
- ・ 小・中学校及び高等学校と特別支援学校との教員の人事交流を進めるとともに、専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を行います。
- ・ 特別支援学校教員免許状の保有者の計画的な採用を進めるとともに、免許認定講習を継続実施し、教員免許状保有率の向上を図ります。

VII 特別支援教育の総合的な推進

- 本県では、平成19年度の特別支援教育への転換とともに、幼稚園、小・中学校及び高等学校における校内支援体制の整備や、関係機関との連携を進めてきました。このような中で、特別支援学校のセンター的機能の充実に図り、学校や関係機関への特別支援教育に関する支援を行っています。さらに、特別支援教育専門家チーム及び巡回相談員の配置を行い、医師や臨床心理士、社会福祉士などの専門家による指導を行っています。
- 県教育委員会では、平成20年度から特別支援教育総合推進事業^{*1}に取り組んでいます。
- 特別支援教育総合推進事業では、運営会議において、医療、福祉、保健、教育、労働等の関係機関との連携を図り、情報交換を行うとともに、事業の調整を行っています。
- 各地域においても、特別支援学校が中心となり、地区特別支援連携協議会を組織し、地域における支援体制づくりを進めています。また、視覚、聴覚、病弱の障害種に応じた支援体制づくりのため、専門部特別支援連携協議会も組織しています。
- これらの取組による実績を基に、委託事業終了後も継続して取り組む必要があります。

- ・ **特別支援教育総合推進事業の実績を検証し、必要な事業を精選した上で、今後も継続した取組を行います。**

^{*1} 障害のあるすべての幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、平成20年度から2年間、文部科学省の委嘱により「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を実施。平成22年度からは、委託契約により「特別支援教育総合推進事業」を実施している。

Ⅷ 他のプランとの連携

本県においては、これまでに、障害がある人の福祉の向上のための基本的な方向を示す「新やまなし障害者プラン」や、子育てしやすい環境づくりに向けての取組を示した「やまなし子育て支援プラン後期計画」が策定されています。

これらのプランでは、障害児者への支援及び特別支援教育の充実について述べられ、その実現に向けた施策の推進が図られています。

特別支援教育の推進に当たっては、これらのプランとの連携を考慮した上で、役割分担に応じた事業の実施が必要となります。

- 「新やまなし障害者プラン」では、一貫した教育的支援体制の整備、一人ひとりのニーズに応じた教育、社会的・職業的な自立の促進等について、施策の方向性が示されています。
- 「やまなし子育て支援プラン後期計画」では、障害のある子どもの保育所等への受入及びその体制整備の充実、関係機関との連携の強化等について、施策の方向性が示されています。
- 県教育委員会では、他のプランとの有機的な連携を図りながら、学校教育の様々な場面において、継続的な、より質の高い支援を行う必要があります。

- ・ **他のプランとの連携を考慮し、それぞれの役割分担に応じた支援の充実に取り組みます。**